

○平成30年6月改正

箇所	資料ページ	内容	改正前	改正後
④漏えい報告体制(フロー)	P21	平成30年4月2日付け事務連絡の内容を反映	報告手段: <u>FAX</u> にて報告した後、受領確認の電話連絡	報告手段: <u>電子メール</u> にて報告した後、受領確認の電話連絡
	P22~23	漏えい等報告様式を改正	<p>②事態の概要 ※<u>発覚日、判明している発生原因を含む</u></p> <p>④漏えい等した特定個人情報の本人の数 ※<u>発覚した時点で把握した概数を記載</u></p> <p>⑦本人への連絡等の状況 (新規追加)</p>	<p>②事態の概要 ※<u>概要については、時系列で記載するとともに、発生原因及び発覚の経緯も明記すること。【発生日】【発覚日】【概要】を追加</u></p> <p>④漏えい等した特定個人情報の本人の数 ※<u>重大事態に該当する場合は、発覚した時点で把握した概数を記載</u></p> <p>⑦本人への連絡等の状況 ※<u>連絡した場合は、完了日も記載すること。</u></p>
⑤特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(例)	P27	第17条を修正	<p>第17条(損害賠償) 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>第17条(損害賠償) 乙の故意又は過失により、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。</p>